

要 請 書

11月27日、東京・文京シビックホールにおいて全国農業委員会会長代表者集会を開催し、下記事項について協議し決定しましたので、その実現につき格段のご配慮を賜りたく要請いたします。

記

- 令和8年度農業関係予算の確保及び
新たな基本計画の実現と農業構造の転換の推進に向けた要請 1

(参 考)

- 「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る
全国運動」を推進するための申し合わせ 9

令和7年11月27日

全国農業委員会会長代表者集会

主催 全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

令和8年度農業関係予算の確保及び 新たな基本計画の実現と農業構造の転換の推進に向けた要請

農業委員会系統組織は、改正農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定する地域計画について、農業者の意向把握、協議の場への参加、目標地図の作成等に組織を挙げて取り組んできたところであり、今後は、地域計画の実行（実現とプラスチックアップ）に向けて市町村を支援しつつ取組を強化していくこととしています。こうした中、農業委員会系統組織では今年5月、「改正基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案」を決議しました。

令和8年度農業関係予算については、新たな食料・農業・農村基本計画の実現に向けて、農業の構造転換を集中的に推進しつつ、農業農村の持続的発展と食料の安定供給を実現するため、農林水産予算総額を十分に確保されるよう、下記事項について要請いたします。この実現につき格段のご配慮とご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 農業構造転換を集中的に推進するための施策の具体化

（1）食料自給率目標の必達と食料自給力・国内生産の増大

基本計画に定められた食料自給率目標の達成と食料自給力の増大に向けて、コメの国内完全自給を完遂しつつ、麦、大豆、そば、いも類、甘味資源及び飼料作物についても国内生産の増大を図るため、作物ごとの生産性向上支援策として、所要の予算について万全の対策を講じること。

また、新たな基本計画のもとで初動5年間での農業の構造転換を集中的に推し進めるため別枠予算を確保すること。

（2）農業所得の確保と合理的な費用を考慮した価格形成

経営所得安定対策、収入保険等の施策推進に当たっては、農業で生計を立てる担い手が他産業並みの所得を確保でき、若者が希望を持って就農を志すことができる水準を目指し、抜本的強化を図ること。

合理的費用を考慮した価格形成に向けては、コスト指標を作成する対象品目の拡大と適正に対応しない事業者への厳格な対応等により実効性の確保に努めるとともに、国産農産物の適正価格と消費拡大に向けた国民理解の醸成を図るための予算を確保すること。消費者理解の促進に向けては、関係機関による子どもに限らず大人も対象とした教育・農業教育を強化すること。

(3) 基盤整備の強力な推進

離農等した農業者の農地の受け皿となる経営体が持続的に耕作できるよう基盤整備を加速的に実施し、なかでも農業者負担のない農地中間管理機構関連農地整備事業を構造転換集中5か年で強力に推進すること。

特に中山間等条件不利な地域においては、地域の実情に応じた小規模な基盤整備、農道の整備、傾斜地に対応する等高線区画の圃場整備等きめ細かな対応を行うこと。

また「農地耕作条件改善事業」は、農業者2人から機動的に事業に着手できることから現場で好評なため農業者のさらなる負担軽減を図りつつ強力に推進すること。

さらに「最適土地利用総合対策」については条件不利地域等において農地を維持したいという地域の意向に沿って粗放的な農地利用にも対応できるためメニューの充実と事業量の拡大等強力に推進すること。また、スマート農業に対応した大区画化と情報通信環境の整備を図ること。

(4) 新たな水田政策の対応

令和9年度の水田政策の見直しに当たっては、これまで需要に応じた生産に取り組んできた農業者の努力を踏まえて農業経営の存続・発展が図られる観点で行うこと。また交付金の要件や支援水準が今後の農業者の作付け計画を左右するものであることから、担い手農業者の意見を考慮したうえで可能な限り早期に全体像を示すこと。

また「コメの需要に応じた生産」を確実なものとするため、生産と経営の起点となる需要量のより的確で信用にたる把握の仕組みを構築すること。消費者理解のもとでコストを考慮した合理的なコメの価格が形成され、農業者が安心して生産に取り組める安定生産・供給の体制を実現すること。

生産量減少のセーフティネットであった政府備蓄米については、その放出と買入の発動基準を明確化すること。

人口減少社会にあって国外も含めたコメと米粉等の需要拡大、開拓の取組を支援すること。

(5) 日本型直接支払制度の拡充、見直し

中山間地域等直接支払制度の運用に当たっては、対象地域を地域9法の対象地域に限定することなく広く条件不利地域を対象とするよう改善するとともに、営農条件の不利を補正する観点に特化した加算措置を拡充すること。

さらに、令和9年度に向けた水田政策の見直しを行う際、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度の見直しも想定されている。その際、中山間地域等直接支払制度については、地域計画に位置付けられた農業を担う者への支援を厚くする観点から見直すこと。また、兼業経営体や副業的経営体など多様な経営体は、担い手が受けきれない農地の受け手になるとともに農地の保全や集落機能も担っているため、これらの経営体への支援についても配慮すること。多面的機能支払制度においては、集落機能の維持、農地、農道、水路等の地域資源を保全する共同活動への非農家や集落外の多様な人材の参画を更に促進すること。

また、令和9年度に向けた環境保全型農業直接支払制度の見直しに当たっては、先進的な環境負荷低減の取組を助長する新たな仕組みを構築すること。

(6) 生産資材等高騰対策の充実

農業生産に必要な資材等の価格については、原材料価格や物流費の高騰、円安等から今後も高止まりが続くと懸念されるため、国内資源の利用拡大等、安定的な農業経営が継続できるよう激変緩和にとどまらない積極的な生産資材高騰対策を措置すること。

2. 地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）と農地政策の強化

(1) 地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）に向けた体制整備と予算確保

地域計画の実行（ブラッシュアップ）に当たっては市町村と関係者による推進体制を整備することが求められている。

また地域計画は一度作って終わりではなく、継続的に見直す必要があるが、できる所から構造転換集中実施の初動5年間で強力に実行し成果を確保していく必要がある。

そのためには推進体制の整備について関係者による「地域計画実行協議会（仮称）」等の組織を市町村段階と地域計画の現場（地域の実態

に応じて単独の地域計画のエリア、複数の地域計画が連携した広域のエリア)に組織し、「地域計画実行（ブラッシュアップ）計画（仮称）」等を策定し計画的に取り組む必要がある。国はそのための支援を財政面も含めて行うこと。

また、地域計画の実行に当たっては計画の策定・変更の主体である市町村とそれを全面的に支援している農業委員会の連携・役割を強化することが求められている。そのため地域計画の実行（ブラッシュアップ）に当たって農業委員会が自ら役割を明らかにして取り組むことができるよう支援すること。そして地域計画の実行（ブラッシュアップ）の取組を通じて新たな課題が明らかになった場合、農業委員会系統組織の役割、任務及び権能（権限）を改めて明確にすること。

さらに、地域の話し合いを進めるため地域計画に焦点を当てたコーディネーター人材等を市町村・農業委員会に設置する予算を確保するとともに、地域計画関連補助事業の要件については、より多くの農業者が事業を活用できるよう改善すること。

(2) 地域計画の実行を担う農業委員会系統組織の体制整備

農業委員会が市町村に協力し、地域計画の実行に向け、農地利用の最適化等の期待される役割を果たせるよう、農業委員会交付金、農業委員会ネットワーク機構負担金、農地利用最適化交付金、機構集積支援事業及び所有者不明農地対策事業を確保すること。

農業委員会サポートシステムについては保守及び改修、住民基本台帳、固定資産税課税台帳との照合支援を拡充し、農地中間管理機構の情報システムとの連携を可能とする予算を確保すること。

なお、地域計画のブラッシュアップ並びに農地利用の最適化を実現するに当たり、権能の異なる農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置により、機動的な活動に支障を来しているとの指摘が少なくなっている。そのため地域計画のブラッシュアップ等を加速的に進めるため両委員の一体的な活動を促進するよう制度のあり方についての検討を進めること。

(3) 担い手不足地域への対応

担い手不足地域の情報は都道府県農業経営・就農支援センターや都道府県農業会議、農地中間管理機構で共有し、入作・新規就農推奨エリア情報として“農業をはじめる.jp”に掲載するほか、新規就農者誘致環境整備事業の拡充や、地域外からの法人等の誘致等により新規就農・新規参入を強力に推進すること。

(4) 不在村農地所有者・所有者不明農地（相続未登記農地）等への対策の推進

農地の所在地や利用状況を把握していない不在村農地所有者の増加が地域計画実現の支障となることが懸念される。その実態把握から解決までには期間や労力を要することから農業委員会を窓口とした相談体制を構築すること。都道府県農業会議にも広域相談窓口を設けるとともに、不在村地主が多く居住する都市部での相談会等の対策に取り組めるようにすること。また、所有者不明農地対策事業を拡充し、支援地域を拡大するなど充実すること。

(5) 地域計画の実行を通じた農地の集積・集約の推進

地域計画の実行を通じて農地の集積・集約を飛躍的に推進するため全国約2万の地域計画の実態・実情に応じた取組を促進する観点から機構集積協力金の見直しに当たっては地域計画における農地を担う者に対する支援措置を強化すること。

また、地域計画により農地の集積・集約化及び各種基盤整備事業を導入していく上で営農型太陽光発電設備がその障害となることが懸念される。地域計画のエリア、基盤整備事業完了地区及び農振農用地区域等における適正な農地管理を確保するため営農型太陽光発電施設の設置については原則行わないよう制度の運用の見直し等を検討すること。

(6) 農地中間管理機構の事務の迅速化と支援体制の整備

令和7年度から農地の権利設定が農地中間管理機構を通じた「農用地利用集積等促進計画」に一本化されたことを踏まえ、機構の事務の簡素化と手続の迅速化を実現する体制整備を早急に行うとともに十分な予算を確保すること。

また、農地中間管理機構が農地の貸し手と借り手の双方から手数料徴収を行わないこと、売買等の特例事業についても全ての都道府県において農家負担を求めず実施すること、また地域計画内の全ての農地を支援対象とするため、十分な予算措置を行うとともに農地中間管理機構がこれを実現するよう国として指導を徹底すること。

また、遊休農地の解消と新たな担い手の育成に向けて、受け手が確定していない農地の保全管理、新規就農希望者への研修事業の実施への支援措置を強化すること。

3. 経営・人材政策の強化

(1) 「担い手」に対する支援策

農水省は農業経営体数が2020年の108万経営体から2030年には54万経営体へ半減するとの将来予測をしている。このため、法人経営の基盤強化を図るとともに、現在経営を展開している認定農業者（法人化を志向しない者も含む）が経営改善計画を前倒しで達成できる、または円滑に経営継承できるよう、集中的な支援を講じること。

認定農業者の農業経営改善計画の実現に向けて、交換耕作等に向けた担い手同士の意見交換会の開催などを支援するとともに、雇用の導入と人材確保・育成のための雇用環境・条件整備等への支援を強化する予算を確保すること。

また、大規模経営や高付加価値経営に対応できる農業経営者を育成するため、経営管理能力の向上に向けた、国が提供する研修プログラムを充実させるとともに、関係機関による研修の実践を支援するための予算を確保すること。

(2) 「多様な農業者」等への支援策

認定農業者や認定新規就農者などの担い手に加え、副業的経営体などの「多様な農業者」についても、その特性と役割に応じた施策を用意すること。また、農業者年金に加入し青色申告を実施している家族経営体に対する支援を継続するための予算を確保すること。

(3) 農業経営・就農支援センターの機能強化と担い手組織との連携

都道府県農業経営・就農支援センターによる経営支援については認定農業者と認定新規就農者に対し個別の支援を徹底するとともに、認定農業者等の担い手組織や都道府県農業委員会ネットワーク機構などの関係機関との連携を強化し、経営継承に向けた後継者との共同経営や第三者継承に関する支援体制を強化するための予算を措置すること。

(4) 独立就農、雇用就農の支援体制強化

就農準備資金・経営開始資金のデータベースシステムについて、関係機関の入力事務が円滑に行われるよう改修予算を措置すること。

就農準備資金・経営開始資金並びに雇用就農資金のほか、飼料生産

組織の人材確保・育成を支援する国産飼料増産対策事業についても所要の予算を確保するとともに、複数年にわたり安定した支援を行うため、基金事業として措置すること。

(5) 雇い負け対策と外国人材の導入支援

新規採用や従業員の定着の面で他産業に雇い負けしないよう、賃金上昇や雇用条件の改善に向けて、雇用体制強化事業を拡充するほか、改正労働安全衛生法で義務づけられた安全衛生教育の実施を推進すること。

また、他国や他産業との人材獲得競争が激化する中、農業が外国人材から選ばれる産業となるよう、外国人材の受入れ環境を整備する取組や農業経営体と外国人材が適切にマッチングされる取組を支援すること。

4. 農村政策等の強化

(1) 農村の持続的発展に向けた支援

農村の集落機能維持のため、集落営農等による生活支援機能の拡充や、自治会等の生活支援組織による農用地の保全等、農村RMOの形成を推進する事業の拡充強化を図ること。

また、中山間地域において円滑にスマート農業導入を行うための通信環境の改善・整備を図ること。

(2) 鳥獣被害対策・ジビエ利活用の推進

鳥獣害対策について、地域主体の多様な取組への支援を長期的に講じるとともに、鳥獣害対策に携わる人材の確保・育成を推進すること。

また、有害鳥獣駆除にかかる罠設置のための狩猟免許取得への支援、ジビエの利活用のための処理加工施設のさらなる整備、需要拡大の支援等の予算を拡充・強化すること。

(3) 都市農業の振興と農業理解の促進

都市農地の保全と利用促進のため、都市農地貸借円滑化法を全国に普及・啓発する体制を強化すること。特に三大都市圏特定市以外の市町村における啓発については生産緑地の啓発と併せて実施すること。

また、農業体験農園等を都市及びその周辺地域に普及・拡大するための予算を確保すること。

(4) 農村の防災・減災対策の強化等

大規模自然災害に対する備えとして、国土強靭化基本計画を踏まえ農村地域における防災・減災対策の早急な整備強化を進めるとともに、災害リスクの周知等に努めること。また、能登半島地震の復旧・復興を急ぐとともに、被災後に新たな災害によって再度被災しないよう、これまで以上に災害に強い施設整備での再建等、被災農業者が意欲的に営農を再開できる総合的な支援を継続的に実施すること。

(5) 東日本大震災・原発事故からの再生に向けた支援の継続

東日本大震災・原発事故からの復興支援の継続と、未だ原発事故による日本産農林水産物の輸入規制をしている国・地域に対し輸入規制の撤廃を強く求めること。

(参 考)

「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を 推進するための申し合わせ

われわれ農業委員会系統組織は、食料生産基盤である農地を守り・活かすため、地域の実情に応じた農地利用の最適化活動に取り組んでいる。

このような中、「地域計画」の実現やブラッシュアップについて、本年9月30日に発出された農林水産省経営局長・農地政策課長通知で示された役割等を踏まえ、市町村や関係機関・団体と引き続き連携して取り組むことが求められている。

そのため、われわれは「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を通じて、農地利用の最適化活動の一層の推進、持続可能な農業・農村の形成に取り組むこととする。

われわれはその実現に向けて、以下の取り組みについて、ここに申し合わせ決議する。

記

1. 地域計画の実現とブラッシュアップに向け取り組もう

(1) 地域計画の推進体制を構築しよう

地域計画の実現等に向けて取り組むため、市町村や関係機関・団体と役割分担するとともに、進捗管理や課題の共有のための協力体制を構築しよう。

(2) 農地利用等の意向把握を強化しよう

農地所有者・耕作者に対する今後の農地利用に関する意向把握を強化しよう。

(3) 地域の話し合いを継続しよう

市町村に協力して、関係機関・団体及び農業者が参加した地域の話し合いを主催者の一員として継続しよう。

(4) 目標地図の変更素案を作成しよう

市町村からの求めに応じて、現行の地域計画、農地所有者・耕作者の意向等を勘案して目標地図の変更の素案を作成しよう。

(5) 農業委員会サポートシステムで農地情報を適切に把握して管理・活用しよう

地域計画の実現・ブラッシュアップに取り組むため、農業委員会サポートシステムの農地や農家のデータを適時適正に更新して最新化し、関係機関で活用しよう。

(6) 地域計画の実現に向けた取り組みを実施しよう

目標地図に位置付けられた者が希望する時期に農地を利用できるよう地権者に働きかけよう。農用地利用集積等促進計画による貸借を進めるため、市町村と連携して同促進計画の原案作成や農地中間管理機構への要請等に取り組もう。

(7) 地域計画のブラッシュアップに向けた取り組みを実施しよう

受け手が未定の農地が多い地域は話し合いで受け手の特定に努めよう。担い手不足の地域は地域の関係機関や農業者等と連携してエリア設定してPRするなどし、地域外の担い手等を迎えて入れられるよう努力しよう。

(8) 地域計画の浸透に努めよう

農業委員会だよりや市町村広報等を活用して全ての農業者に地域計画が理解されるよう周知を図ろう。

2. 委員の日常的な活動により農地利用の最適化を推進しよう

(1) 日常的な農地の見守りや耕作者等への声掛けを実施しよう

農業委員、農地利用最適化推進委員は日々、農地の見守りや耕作者等への声掛けを実施し、農地利用の最適化に繋げよう。

(2) 活動を記録して情報共有しよう

農業委員会活動はすべて活動記録簿に記帳しよう。

各委員が把握した農地等の情報は常に委員及び事務局の全員で共有するとともに委員交代時にはしっかりと引き継ぎ、日常活動に活かそう。

(3) 農地利用最適化交付金等を有効活用しよう

農地利用最適化交付金や機構集積支援事業を余すことなく活用して、各委員の活動支援、農業委員会の取り組み充実を目指そう。

(4) 上乗せ条例づくりを進めよう

農業委員、農地利用最適化推進委員の最適化活動を後押しするため、市町村に対して上乗せ報酬条例の制定を強く働きかけよう。

3. 農業の担い手の確保・育成に取り組もう

関係機関・団体とも連携して認定農業者等の担い手の組織化と組織活動を支援するとともに、農業者に対する簿記記帳・青色申告の啓発・普及、法人化の支援等による経営確立の取り組みを推進しよう。

農業・農村における男女共同参画や労働環境の改善に向けた家族経営協定の普及推進、老後生活の安定のための農業者年金の加入推進の取り組みを強化しよう。

4. 農業者や地域の声を収集して「意見の提出」や要請活動に取り組もう

農業委員会の日常業務を通じて農業・農村の現場課題を幅広く収集し、全ての農業委員会において、農業委員会法第38条に基づく市町村等行政機関に対する「意見の提出」や要請活動に取り組もう。

市町村長に対して「意見の提出」を行う場合、地域計画の実現を促す観点から行おう。

5. 農業委員会の体制強化に努めよう

(1) 委員研修等を実施しよう

農業委員と農地利用最適化推進委員が求められる役割を果たせるよう、研修会や委員間の意見交換会を定期的に実施しよう。

(2) タブレットの有効活用に取り組もう

地域計画の実現・ブラッシュアップのための意向把握をはじめ、農地パトロール(利用状況調査)や活動記録等でのタブレット活用を進め、農業委員会活動の効率化を図ろう。

(3) 農業委員会の体制を強化しよう

農業委員会の役割増を踏まえ、活動実施に必要な委員と事務局の人員確保に努めよう。

(4) 女性や若者の委員登用を促進しよう

女性や若い農業者の委員登用に向け、市町村長等への働きかけを一層強化しよう。

(5) 綱紀保持の取り組みを徹底しよう

農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用するとともに、法令遵守と倫理観を高めるための研修を実施しよう。

(6) 農業委員会業務の重点化・スリム化に取り組もう

農業委員会業務は年々質量ともに困難かつ増加していることから、農地利用の最適化や地域計画の実現等の業務を誠実に実行しながら効率的に取り組むとともに、現場活動を通じて業務の重点化・スリム化を目指して制度改革を求めることも含めて取り組もう。